

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年1月7日（平成28年（行情）諮問第9号）

答申日：平成28年5月26日（平成28年度（行情）答申第86号）

事件名：再審公判等における証拠開示に関して記載のある最高検察庁が作成及び発出した訓令・通達等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「再審請求審及び再審公判における証拠開示に関して記載のある最高検察庁が作成及び発出した訓令・通達等の文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月25日付け最高検企第308号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

再審事件における証拠開示については、全国的に各検察官がおしなべて同種の理由付けを用いて対応している状況にあり、全庁的に統一した対応がとられていることがうかがわれる。

したがって、最高検察庁から各検察庁に対して、再審事件での証拠開示の方式に関して、一般的に指示を加えたり、係属中または確定後の再審事件について情報提供をしたり、内部的に情報収集・調査研究を行った文書等が存在することが合理的に推測される。

本件不開示決定は、以上のような文書を十分に探索しなかった結果として、保有していないとの回答に至ったものである可能性がある。そこで、再度の検討を求めるべく、異議申立てをする次第である。

なお、本件行政文書開示請求については、担当官から電話があり、再審請求審及び再審公判における証拠開示に関して記載のある行政文書という趣旨かという確認があり、異議申立人はその通りである旨を回答した。したがって、上記記載のような行政文書が、本件の行政文書開示請求に含ま

れることは明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「再審請求審及び再審公判における証拠開示に関して記載のある最高検察庁が作成及び発出した訓令、通達等の文書」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に不開示決定を行ったものである。

2 諮問の要旨

異議申立人は、「最高検察庁が行った平成27年9月25日付行政文書不開示決定（最高検企第308号）を取消し、不開示決定にかかる行政文書を開示するとの決定を求める。最高検察庁から各検察庁に対して、再審事件での証拠開示の方式に関して、一般的に指示を加えたり、係属中または確定後の再審事件について情報提供したり、内部的に情報収集・調査研究を行った文書等が存在することが推測される。本件不開示決定は、文書を十分に探索しなかった結果として、保有していないとの回答に至ったものである可能性がある。再度の検討を求めるべく、異議申立てをする。」旨主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 本件開示請求に係る行政文書の不存在について

(1) 訓令・通達及び事務連絡等について

各事務に関して発出される訓令及び通達は、職員に対し、当該事務に関する所掌事務について示達事項を内容とするものであり、事務連絡は、当該事務における連絡事項であるが、これらは、各種法令等の改正、制度の新設等により、新たな解釈や取扱い等が必要になり、細目事項や運用方針等を示達、連絡しなければ当該事務に支障が生ずるなどの必要性が生じて発出されるものであり、刑事訴訟法及び刑事訴訟規則等に基づいて滞りなく当該事務が遂行されているのであれば、発出されるものではない。

(2) 行政文書の不存在について

異議申立人は、法に関して処分庁である最高検察庁が出した訓令、通達及び事務連絡等が存在する旨主張するところ、処分庁においては、現

在，特に，訓令，通達や事務連絡等を発出しなければ事務遂行に支障が生ずるなどの必要性が生じていないことから，その発出がないものであり，本件開示請求に係る行政文書は，処分庁において不存在である。

4 対象文書の探索について

処分庁において，本件開示請求を受け，処分庁内を探索したが，本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず，また，異議申立てを受けて，再度，処分庁内を探索したものの，本件開示請求の対象となる文書は保有していなかった。

5 結論

以上のとおり，開示請求に係る行政文書を保有していないため不開示とした処分庁の決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成28年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，「再審請求審及び再審公判における証拠開示に関して記載のある最高検察庁が作成及び発出した訓令・通達等の文書」である。

処分庁は，本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ，異議申立人は原処分を取り消し，不開示決定に係る行政文書の開示を求めている。これに対し，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 行政文書の不存在について

異議申立人は，処分庁である最高検察庁が出した訓令，通達及び事務連絡等が存在する旨主張するところ，処分庁においては，現在，特に，訓令，通達や事務連絡等を発出しなければ事務遂行に支障が生ずるなどの必要性が生じていないことから，その発出がないものであり，本件開示請求に係る行政文書は，処分庁において不存在である。

イ 対象文書の探索について

処分庁において，本件開示請求を受け，処分庁内を探索したが，本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず，また，異議申立てを受

けて、再度、処分庁内を探索したものの、本件開示請求の対象となる文書は保有していなかった。

(2) 検討

ア 異議申立人は、最高検察庁から各検察庁に対して、再審事件での証拠開示の方式に関して、一般的に指示を加えたり、係属中又は確定後の再審事件について情報提供をしたり、内部的に情報収集・調査研究を行った文書等が存在することが合理的に推測される旨主張するが、諮問庁の説明によれば、最高検察庁においては、上記の方式に関して、現在、特に、訓令、通達や事務連絡等を発出しなければ事務遂行に支障が生ずるなどの必要性が生じていないことから、その発出がないとのことであり、本件対象文書を保有していないとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情もない。

イ また、本件対象文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、最高検察庁において、本件開示請求を受け、刑事事件の捜査、公判及び刑の執行等に関する業務を所管している部署の事務室内及び書庫を探索したが、当該文書は存在せず、さらに、異議申立てを受け、再度探索したが、当該文書は存在しなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、最高検察庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史